

直方市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日(火) 午前10時00分から
2. 開催場所 直方市庁舎 503・504会議室 5階
3. 出席委員(18人)

会長	安永 拓美	6番	渡辺 茂樹	13番	永富 信治
副会長	早川 恵子	7番	安田 祐次	14番	高林 至
1番	朝原 美津子	8番	貞光 孝宏	15番	吉村 文宏
2番	高島 三櫻	9番	渡辺 昭生	16番	星岡 謙恭
3番	水江 泰造	10番	貞光 信義	17番	坂田 吉穂
4番	大庭 利美	11番	森 篤史	18番	松尾 康信
5番	吉武 俊浩	12番	貞光 誠一	19番	渡邊 孝一

4. 欠席委員(3人)

5番 吉武 俊浩
11番 森 篤史
14番 高林 至

5. 議事録日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第51号 直方市農用地利用集積等促進計画案(売買)に関する意見について

議案第52号 直方市農用地利用集積等促進計画案(売買)に関する意見について

報告事項1 農地の転用に係る届出書について

報告事項2 農地法施行規則第53条第11号に基づく送配電線路用支持物用地(農地)取得について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 池田 朝二
係長 津田 千佳司
檜山 由依

7. 会議の概要

議 長 　　ただ今から令和 7 年第 6 回総会を開催します。
本日は、3 名の欠席者が出ておりますが、過半数を超えておりますので総会は成立しております。
議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。ご異議はありませんか。

(異議なし)

それでは、6 番 渡辺 茂樹委員、17 番 坂田 吉穂委員に
お願い致します。

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。
本日の会議書記には、農業委員会事務局員の檜山氏を指名致します。

それでは、議事に入ります。

	令和7年第6回直方市農業委員会総会			報告者	津田 千佳司	
日 時	令和7年6月10日			場 所	於市役所 503・504 会議室	
出席者	1	朝原 美津子	8	貞光 孝宏	15	吉村 文宏
	2	高島 三櫻	9	渡辺 昭生	16	星岡 謙恭
	3	水江 泰造	10	貞光 信義	17	坂田 吉穂
	4	大庭 利美	11	森 篤史	18	松尾 康信
	5	吉武 俊浩	12	貞光 誠一	19	渡邊 孝一
	6	渡辺 茂樹	13	永富 信治	副会長	早川 恵子
	7	安田 祐次	14	高林 至	会長	安永 拓美
議 長	議案第45号を上程します。					
事 務 局	議案第45号は農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)です。(議案朗読)					
事 務 局	農地の所在は、〇〇、地目〇、面積は〇㎡です。譲渡人は、〇〇氏、〇〇。譲受人は、〇〇氏、〇〇。権利種別は3条有償移転です。農機具等は完備され、営農されることとなっております。地元農業委員につきましては記載のとおりです。内容については以上です。					
議 長	議案内容の説明が終わりましたので、地元委員さんの説明をお願いします。					
○ 番	議案第45号について補足説明させていただきます。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、〇〇氏から〇〇氏への所有権移転の売買となっております。問題はないと思いますのでご審議をよろしくをお願いします。					
議 長	地元農業委員の説明が終わりましたので、これより協議に入ります。只今の案件につきまして、ご質問並びにご意見等がございましたら挙手にてお願いします。					
	質問・異議なし					
議 長	異議がないようですので採決致します。議案第45号に賛成の方の挙手をお願いします。					
	全員挙手					
議 長	全員の賛成により、議案第45号は可決成立と致します					

	令和7年第6回直方市農業委員会総会			報告者	津田 千佳司	
日時	令和7年6月10日			場所	於市役所 503・504 会議室	
出席者	1	朝原 美津子	8	貞光 孝宏	15	吉村 文宏
	2	高島 三櫻	9	渡辺 昭生	16	星岡 謙恭
	3	水江 泰造	10	貞光 信義	17	坂田 吉穂
	4	大庭 利美	11	森 篤史	18	松尾 康信
	5	吉武 俊浩	12	貞光 誠一	19	渡邊 孝一
	6	渡辺 茂樹	13	永富 信治	副会長	早川 恵子
	7	安田 祐次	14	高林 至	会長	安永 拓美
議長	議案第46号を上程します。					
事務局	議案第46号は農地法第5条第1項の規定による許可申請です。(議案朗読)					
事務局	<p>農地の所在は、〇〇、地目〇、面積は〇㎡です。権利種別は所有権移転です。譲受人は〇〇、〇〇。譲渡人は、〇〇氏、〇〇。転用目的は〇〇です。転用理由は、当該土地を譲り受け、〇〇の〇〇を建設するためです。水利承諾につきましては、地元水利組合の承諾書が添付されております。隣地承諾書も添付されております。立地条件と致しましては、〇〇から南西側へ〇m、東側 〇、西側 〇、南側 〇、北側 〇となっております。いってん補足させていただきます。〇年ぶりに〇〇が申請されましたので、再度ご説明させていただきます。のちほど、地元委員さんから説明がありますが、この農地は〇〇、いわゆる〇〇ではありませんが、このエリアは直方市の〇〇に位置しており、都市計画法の用途地域指定がありませんことから第2種農地あつかいとなるため、〇〇だけおこなうという農地転用ができません。〇〇だけの転用は、第3種農地でなければ許可されません。この主旨としては、〇〇の農地をバンバン〇〇にして〇〇されたりしてはよろしくないので、〇〇後に確実に〇〇を建てることを〇〇するなら許可を出しますよ、ということであります。それで、〇〇という文言になっております。今回でいえば、〇〇が〇〇をおこなったのち、その〇〇を買った〇〇なり〇〇が、期間を定めて確実に〇〇を建てることを〇〇にうたうこととなります。もし他の〇〇なりが〇〇を建てるのがなかった場合は、譲受人の〇〇が〇〇で〇〇を建てるのが申請書にうたわれております。申請書の写しのいちばん下の、「その他参考となるべき事項」という欄にその旨が記載されております。内容については以上です。</p>					
議長	議案内容の説明が終わりましたので、地元委員さんの説明をお願いします。					
〇番	<p>議案第46号について説明を致します。本件は都市計画法の指定のない地域に該当し、第2種農地に該当します。お手元の資料をご覧ください。1ページは、申請書の写しです。2ページは付近見取り図です。3ページと4ページは、計画図です。5ページ以降は、現況写真となっております。3ページの計画図をご覧ください。上水は北側の市道からの引込です。汚水及び雑排水については、合併浄化槽を経由して北側の道路側溝へ放流となります。雨水は敷地内の溜桝を経由して北側の道路側溝へ放流となります。資金計画については残高証明書が添付されており、見積額を上回っております。工期については、令和〇年〇月〇日までの計画とな</p>					

	っております。内容については以上です。ご審議をよろしく申し上げます。
議 長	地元農業委員の説明が終わりましたので、これより協議に入ります。只今の案件につきまして、ご質問並びにご意見等がございましたら挙手にてお願いします。
	質問・異議なし
議 長	異議がないようですので採決致します。議案第 46 号に賛成の方の挙手をお願いします。
	全員挙手
議 長	全員の賛成により、議案第 46 号は可決成立と致します。

	令和7年第6回直方市農業委員会総会			報告者	津田 千佳司	
日 時	令和7年6月10日			場 所	於市役所 503・504 会議室	
出席者	1	朝原 美津子	8	貞光 孝宏	15	吉村 文宏
	2	高島 三櫻	9	渡辺 昭生	16	星岡 謙恭
	3	水江 泰造	10	貞光 信義	17	坂田 吉穂
	4	大庭 利美	11	森 篤史	18	松尾 康信
	5	吉武 俊浩	12	貞光 誠一	19	渡邊 孝一
	6	渡辺 茂樹	13	永富 信治	副会長	早川 恵子
	7	安田 祐次	14	高林 至	会長	安永 拓美
議 長	議案第47号を上程します。					
事 務 局	議案第47号は農地法第5条第1項の規定による許可申請です。(議案朗読)					
事 務 局	農地の所在は、〇〇、地目〇、ほか〇、合計〇、合計面積は〇㎡です。権利種別は所有権移転です。譲受人は、〇〇、〇〇。譲渡人は、〇〇氏、〇〇。ほか〇名。転用目的は〇〇です。転用理由は、〇〇のため、当該土地を譲り受け、既存の〇〇を〇〇するためです。水利承諾につきましては、地元水利組合の承諾書が添付されております。隣地承諾書も添付されております。立地条件と致しましては、〇〇から南西側へ〇m、東側 〇、西側 〇、南側 〇、北側 〇となっております。内容については以上です。					
議 長	議案内容の説明が終わりましたので、地元委員さんの説明をお願いします。					
〇 番	議案第47号について説明を致します。本件は都市計画法の第2種住居地域に該当し、第3種農地に該当します。お手元の資料をご覧ください。1ページは、申請書の写しです。2ページは付近見取り図です。3ページは、計画図です。4ページ以降は、現況写真となっております。3ページの計画図をご覧ください。雨水は自然流下となります。資金計画については、残高証明書が添付されており、見積額を上回っております。工期については、令和〇年〇月〇日までの計画となっております。内容については以上です。よろしくご審議をお願いします。					
議 長	地元農業委員の説明が終わりましたので、これより協議に入ります。只今の案件につきまして、ご質問並びにご意見等がございましたら挙手にてお願いします。					
	質問・異議なし					
議 長	異議がないようですので採決致します。議案第47号に賛成の方の挙手をお願いします。					
	全員挙手					
議 長	全員の賛成により、議案第47号は可決成立と致します。					

	令和7年第6回直方市農業委員会総会			報告者	津田 千佳司	
日 時	令和7年6月10日			場 所	於市役所 503・504 会議室	
出席者	1	朝原 美津子	8	貞光 孝宏	15	吉村 文宏
	2	高島 三櫻	9	渡辺 昭生	16	星岡 謙恭
	3	水江 泰造	10	貞光 信義	17	坂田 吉穂
	4	大庭 利美	11	森 篤史	18	松尾 康信
	5	吉武 俊浩	12	貞光 誠一	19	渡邊 孝一
	6	渡辺 茂樹	13	永富 信治	副会長	早川 恵子
	7	安田 祐次	14	高林 至	会長	安永 拓美
議 長	議案第48号を上程します。					
事 務 局	議案第48号は農地法第5条第1項の規定による許可申請です。(議案朗読)					
事 務 局	農地の所在は、〇〇、地目〇、面積は〇㎡です。権利種別は所有権移転です。譲受人は、〇〇、〇〇。譲渡人は、〇〇氏、〇〇。転用目的は〇〇です。転用理由は、〇〇の為、当該土地を譲り受け、既存の〇〇を〇〇するためです。水利承諾につきましては、地元水利組合の承諾書が添付されております。隣接地は農地ではないため隣地承諾書の添付はありません。立地条件と致しましては、〇〇から西側へ〇m、東側 〇、西側 〇、南側 〇、北側 〇となっております。内容については以上です。					
議 長	議案内容の説明が終わりましたので、地元委員さんの説明をお願いします。					
〇 番	議案第48号について説明を致します。本件は都市計画法の第1種低層住居専用地域に該当し、第3種農地に該当します。お手元の資料をご覧ください。1ページは、申請書の写しです。2ページは付近見取り図です。3ページは、計画図です。4ページ以降は、現況写真となっております。3ページの計画図をご覧ください。雨水は自然流下となります。資金計画については、残高証明書が添付されており、見積額を上回っております。工期については、令和〇年〇月〇日までの計画となっております。内容については以上です。よろしくご審議をお願いします。					
議 長	地元農業委員の説明が終わりましたので、これより協議に入ります。只今の案件につきまして、ご質問並びにご意見等がございましたら挙手にてお願いします。					
	質問・異議なし					
議 長	異議がないようですので採決致します。議案第48号に賛成の方の挙手をお願いします。					
	全員挙手					
議 長	全員の賛成により、議案第48号は可決成立と致します。					

	令和7年第6回直方市農業委員会総会			報告者	津田 千佳司	
日 時	令和7年6月10日			場 所	於市役所 503・504 会議室	
出席者	1	朝原 美津子	8	貞光 孝宏	15	吉村 文宏
	2	高島 三櫻	9	渡辺 昭生	16	星岡 謙恭
	3	水江 泰造	10	貞光 信義	17	坂田 吉穂
	4	大庭 利美	11	森 篤史	18	松尾 康信
	5	吉武 俊浩	12	貞光 誠一	19	渡邊 孝一
	6	渡辺 茂樹	13	永富 信治	副会長	早川 恵子
	7	安田 祐次	14	高林 至	会長	安永 拓美
議 長	議案第49号を上程します。					
事 務 局	議案第49号は農地法第5条第1項の規定による許可申請です。(議案朗読)					
事 務 局	農地の所在は、〇〇、地目〇、面積は〇㎡です。権利種別は使用貸借権の設定です。譲受人は、〇〇、〇〇。譲渡人は、〇〇氏、〇〇。転用目的は〇〇です。転用理由は、当該土地を借り受け、〇〇を建設するためです。水利承諾につきましては、地元水利組合の承諾書が添付されております。隣接地は農地ではないため隣地承諾書の添付はありません。立地条件と致しましては、〇〇から北西側へ〇m、東側 〇、西側 〇、南側 〇、北側 〇となっております。内容については以上です。					
議 長	議案内容の説明が終わりましたので、地元委員さんの説明をお願いします。					
〇 番	議案第49号について説明を致します。本件は都市計画法の第1種低層住居専用地域に該当し、第3種農地に該当します。お手元の資料をご覧ください。1ページは、申請書の写しです。2ページは付近見取り図です。3ページと4ページは、計画図です。5ページ以降は、現況写真となっております。3ページの計画図をご覧ください。上水は西側の市道からの引込です。汚水及び雑排水については、公共下水道へ放流となります。雨水は敷地内の溜枥を經由して西側の水路と東側の道路側溝へ放流となります。資金計画については、融資証明書が添付されており、見積額を上回っております。工期については、令和〇年〇月〇日までの計画となっております。内容については以上です。よろしくご審議をお願いします。					
議 長	地元農業委員の説明が終わりましたので、これより協議に入ります。只今の案件につきまして、ご質問並びにご意見等がございましたら挙手にてお願いします。					
	質問・異議なし					
議 長	異議がないようですので採決致します。議案第49号に賛成の方の挙手をお願いします。					
	全員挙手					
議 長	全員の賛成により、議案第49号は可決成立と致します。					

	令和7年第6回直方市農業委員会総会			報告者	津田 千佳司	
日 時	令和7年6月10日			場 所	於市役所 503・504 会議室	
出席者	1	朝原 美津子	8	貞光 孝宏	15	吉村 文宏
	2	高島 三櫻	9	渡辺 昭生	16	星岡 謙恭
	3	水江 泰造	10	貞光 信義	17	坂田 吉穂
	4	大庭 利美	11	森 篤史	18	松尾 康信
	5	吉武 俊浩	12	貞光 誠一	19	渡邊 孝一
	6	渡辺 茂樹	13	永富 信治	副会長	早川 恵子
	7	安田 祐次	14	高林 至	会長	安永 拓美
議 長	議案第 50 号を上程します。					
事 務 局	議案第 50 号は農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請です。(議案朗読)					
事 務 局	農地の所在は、〇〇、地目〇、面積は〇㎡です。権利種別は所有権移転です。譲受人は、〇〇、〇〇。譲渡人は、〇〇氏、〇〇。転用目的は〇〇です。転用理由は、当該土地を譲り受け、〇〇を建設するためです。水利承諾につきましては、地元水利組合の承諾書が添付されております。隣接地は農地ではないため隣地承諾書の添付はありません。立地条件と致しましては、〇〇から北東側へ〇m、東側 〇、西側 〇、南側 〇、北側 〇となっております。内容については以上です。					
議 長	議案内容の説明が終わりましたので、地元委員さんの説明をお願いします。					
〇 番	議案第 50 号について説明を致します。本件は都市計画法の第 1 種住居地域に該当し、第 3 種農地に該当します。お手元の資料をご覧ください。1 ページは、申請書の写しです。2 ページは付近見取り図です。3 ページは、計画図です。4 ページ以降は、現況写真となっております。3 ページの計画図をご覧ください。上水は北側の市道からの引込です。汚水及び雑排水については、公共下水道へ放流となります。雨水は敷地内の溜桝を經由して北側の道路側溝へ放流となります。資金計画については、融資証明書が添付されており、見積額を上回っております。工期については、令和〇年〇月〇日までの計画となっております。内容については以上です。よろしくご審議をお願いします。					
議 長	地元農業委員の説明が終わりましたので、これより協議に入ります。只今の案件につきまして、ご質問並びにご意見等がございましたら挙手にてお願いします。					
	質問・異議なし					
議 長	異議がないようですので採決致します。議案第 50 号に賛成の方の挙手をお願いします。					
	全員挙手					
議 長	全員の賛成により、議案第 50 号は可決成立と致します。					

	令和7年第6回直方市農業委員会総会			報告者	津田 千佳司	
日 時	令和7年6月10日			場 所	於市役所 503・504 会議室	
出席者	1	朝原 美津子	8	貞光 孝宏	15	吉村 文宏
	2	高島 三櫻	9	渡辺 昭生	16	星岡 謙恭
	3	水江 泰造	10	貞光 信義	17	坂田 吉穂
	4	大庭 利美	11	森 篤史	18	松尾 康信
	5	吉武 俊浩	12	貞光 誠一	19	渡邊 孝一
	6	渡辺 茂樹	13	永富 信治	副会長	早川 恵子
	7	安田 祐次	14	高林 至	会長	安永 拓美
議 長	議案第 51 号を上程します。					
事 務 局	議案第 51 号は直方市農用地利用集積等促進計画案（売買）に関する意見についてです。（議案朗読）					
事 務 局	農地の所在は、〇〇、地目〇、ほか〇、合計〇、合計面積は〇㎡。売主は、〇〇氏、〇〇。買主は、〇〇氏、〇〇。権利を設定する理由につきましては、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画のため、福岡県農業振興推進機構を活用した売買を行うものです。内容については以上です。					
議 長	事務局から説明がございました。これより協議に入ります。只今の案件につきまして何かご質問・ご意見等ございましたら挙手にてお願いします。					
	質問・異議なし					
議 長	異議がないようですので採決致します。議案第 51 号に賛成の方の挙手をお願いします。					
	全員挙手					
議 長	全員の賛成により、議案第 51 号は可決成立と致します。					

	令和7年第6回直方市農業委員会総会			報告者	津田 千佳司	
日 時	令和7年6月10日			場 所	於市役所 503・504 会議室	
出席者	1	朝原 美津子	8	貞光 孝宏	15	吉村 文宏
	2	高島 三櫻	9	渡辺 昭生	16	星岡 謙恭
	3	水江 泰造	10	貞光 信義	17	坂田 吉穂
	4	大庭 利美	11	森 篤史	18	松尾 康信
	5	吉武 俊浩	12	貞光 誠一	19	渡邊 孝一
	6	渡辺 茂樹	13	永富 信治	副会長	早川 恵子
	7	安田 祐次	14	高林 至	会長	安永 拓美
議 長	議案第 52 号を上程します。					
事 務 局	議案第 52 号は直方市農用地利用集積等促進計画案（売買）に関する意見についてです。（議案朗読）					
事 務 局	農地の所在は、〇〇、地目〇、面積は〇㎡。売主は、〇〇氏、〇〇。買主は、〇〇氏、〇〇。権利を設定する理由につきましては、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画のため、福岡県農業振興推進機構を活用した売買を行うものです。内容については以上です。					
議 長	事務局から説明がございました。これより協議に入ります。只今の案件につきまして何かご質問・ご意見等ございましたら挙手にてお願いします。					
	質問・異議なし					
議 長	異議がないようですので採決致します。議案第 52 号に賛成の方の挙手をお願いします。					
	全員挙手					
議 長	全員の賛成により、議案第 52 号は可決成立と致します。					

	令和7年第6回直方市農業委員会総会			報告者	津田 千佳司	
日 時	令和7年6月10日			場 所	於市役所 503・504 会議室	
出席者	1	朝原 美津子	8	貞光 孝宏	15	吉村 文宏
	2	高島 三櫻	9	渡辺 昭生	16	星岡 謙恭
	3	水江 泰造	10	貞光 信義	17	坂田 吉穂
	4	大庭 利美	11	森 篤史	18	松尾 康信
	5	吉武 俊浩	12	貞光 誠一	19	渡邊 孝一
	6	渡辺 茂樹	13	永富 信治	副会長	早川 恵子
	7	安田 祐次	14	高林 至	会長	安永 拓美
議 長	報告事項1、整理番号1を上程します。					
事 務 局	報告事項1は農地の転用に係る届出書についてです。(議案朗読)					
事 務 局	農地の所在は、〇〇、地目〇、ほか〇、合計〇、合計面積は〇㎡のです。申請人は〇〇氏。〇〇。理由といたしましては、〇〇の〇〇のためです。地元委員の確認につきましては、記載のとおりとなっております。以上でございます。					
議 長	報告事項ですので整理番号1については事務局の説明通りです。					

	令和7年第6回直方市農業委員会総会			報告者	津田 千佳司	
日 時	令和7年6月10日			場 所	於市役所 503・504 会議室	
出席者	1	朝原 美津子	8	貞光 孝宏	15	吉村 文宏
	2	高島 三櫻	9	渡辺 昭生	16	星岡 謙恭
	3	水江 泰造	10	貞光 信義	17	坂田 吉穂
	4	大庭 利美	11	森 篤史	18	松尾 康信
	5	吉武 俊浩	12	貞光 誠一	19	渡邊 孝一
	6	渡辺 茂樹	13	永富 信治	副会長	早川 恵子
	7	安田 祐次	14	高林 至	会長	安永 拓美
議 長	報告事項2、整理番号1を上程します。					
事 務 局	報告事項2は農地法施行規則第53条第11号に基づく送配電線路用支持物用地(農地)取得についてです。(議案朗読)					
事 務 局	<p>農地の所在は、〇〇、地目〇、ほか〇、合計〇、合計面積は〇㎡です。申請人は、〇〇、〇〇。理由といたしましては、〇〇線 No.〇、No.〇、 〇〇とするためです。これは、農地法第5条第1項第1号から第7号にあたります、農地転用許可の例外規定のうちの一つで、〇〇が〇〇の敷地に供するため農地の所有権を取得する場合は、農地転用許可が不要である、というものに該当します。今回の〇〇については、〇〇の〇〇に立地予定の〇〇への〇〇が必要なためということです。なお、農地法上は農地転用許可不要となっておりますが、〇〇より〇〇に対して別途通知がなされており、その内容としましては、〇〇の設置にかかる用地取得の前に、都道府県の農地転用担当部局とあらかじめ事業計画についての調整をおこない、当該用地を取得したあと、その用地に含まれる農地の一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること、となっております。今回の用地取得報告は、その通知に基づくものであります。また今後、周辺の別の農地を工事用の〇〇や〇〇として一時転用することになりますが、これにつきましては場所が決定し次第、〇〇より農業委員会へ報告されることとなっております。地元委員の確認につきましては、記載のとおりとなっております。以上でございます。</p>					
議 長	<p>報告事項ですので整理番号1については事務局の説明通りです。 以上をもちまして、令和7年6月の定例農業委員会を終了致します。</p>					